

平成 18 年 7 月 14 日  
企業会計基準委員会

## 改正実務対応報告第 15 号

# 「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」の公表

### 公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、京都議定書で定められた京都メカニズムにおける排出クレジットの会計処理について、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」を平成 16 年 11 月に公表しています。

当委員会では、その後、企業会計基準第 7 号「事業分離等に関する会計基準」の公表（平成 17 年 12 月 27 日）により現金以外の財産の分配（現物の分配）を受けた場合の株主に係る会計処理が定められたことや、企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」の公表（平成 18 年 7 月 5 日）により収益性が低下した場合の棚卸資産の簿価切下げが定められたこと等に伴い、本実務対応報告について所要の改正を行うための審議を行ってまいりましたが、平成 18 年 7 月 11 日の第 108 回企業会計基準委員会で、標記の実務対応報告（以下「改正実務対応報告」という。）を承認しましたので本日公表いたします。

改正実務対応報告につきましては、平成 18 年 5 月 17 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

## **改正実務対応報告の概要**

改正実務対応報告は、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」等の公表に伴って、本実務対応報告について所要の改正を行うものであり、主な改正点等は以下に示すとおりです。

- 棚卸資産として保有する排出クレジットの収益性の低下に基づく簿価切下げ  
専ら第三者に販売する目的で他者から排出クレジット(棚卸資産)を取得し保有する場合、取得原価をもって貸借対照表価額とするが、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額は当期の費用として処理する(企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」第7項参照)。
- 出資先から排出クレジットが分配された場合の会計処理  
現金以外の財産の分配(現物の分配)を受けた場合の株主に係る会計処理が、企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」により明確に定められたことを踏まえ、次の取扱いを明らかにしている(同基準第52項及び第144項参照)。
  - 当初からの投資目的どおり排出クレジットが分配されたとき  
これまでの出資の帳簿価額のうち実質的に引き換えられたとみなされる額について、投資元本の帳簿価額から減額し、同額を分配された排出クレジットの取得原価として計上する。
  - 投資の成果として排出クレジットが分配されたとき  
分配された排出クレジットの時価で収益を認識する。
- 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理  
在外子会社における排出量取引の会計処理についても、原則として、改正実務対応報告が適用されるが、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」における「当面の取扱い」によっている場合には、これに従って、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠した会計処理を適用することができる。
- 排出クレジットに関わる投資が金融投資に該当する場合  
今後、排出クレジットの活発な取引市場が整備され、金融投資としての取引が生じた場合には、トレーディング目的で保有する棚卸資産として、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は当期の損益とする(企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」第15項参照)。

## ■ 適用時期

次の事項を除き、公表日以後適用する。

- (1) 排出クレジットに関わる投資が金融投資に該当する場合の会計処理や、棚卸資産として保有する排出クレジットの収益性の低下に基づく簿価切下げについては、企業会計基準第9号を適用した事業年度から適用する。
- (2) 連結財務諸表作成における在外子会社の排出量取引に関する取扱いについては、実務対応報告第18号における「当面の取扱い」を適用した連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。

## < 参 考 >

### 1. 京都議定書

1997年京都で開催された第3回国連気候変動枠組条約締約国会議において、2008年から2012年における二酸化炭素などの排出量を、1990年比で欧州は8%、日本は6%削減する数値目標を課すこととした「京都議定書」が採択された。この京都議定書は、数値目標を先進国(以下「附属書 国」という。)に導入した点、限界コストの安いところで排出量を削減すること(京都メカニズム)を認めた点の二つが特徴である。なお、京都議定書は2005年2月に発効している。

### 2. 環境自主行動計画

1997年に日本経済団体連合会は、環境自主行動計画を策定し、「2010年度に産業部門及びエネルギー転換部門からの二酸化炭素排出量を1990年度レベル以下に抑制するよう努力する」という統一目標を掲げて、産業界として実効ある取組みを進めている。このため、個別の企業においては、排出量削減義務はないものの、当該自主行動計画達成のため、京都メカニズムが利用されている。

### 3. 京都メカニズム

京都メカニズムとは、京都議定書において定められた排出クレジットを追加取得する仕組みであり、具体的には次の三つの手法がある。

#### (1) 共同実施(JI)(京都議定書6条)

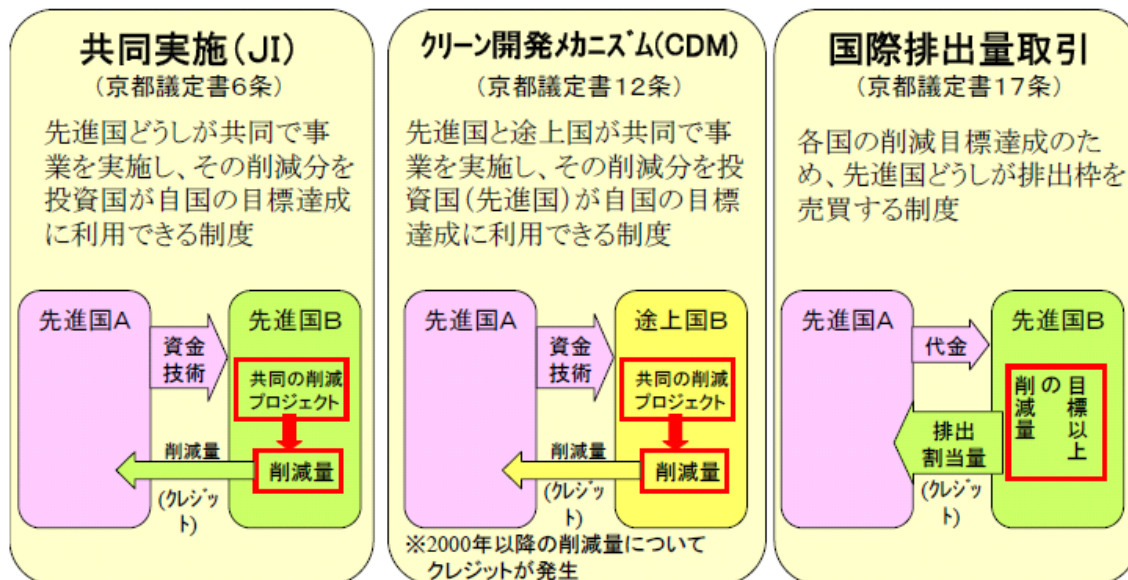
附属書 国同士が共同で排出量削減に係る事業を実施し、その削減分の排出クレジットを投資国が取得できる制度

#### (2) クリーン開発メカニズム(CDM)(京都議定書12条)

附属書 国と非附属書 国(発展途上国)が共同で排出量削減に係る事業を実施し、その削減分の排出クレジットを投資国(附属書 国)が取得できる制度

#### (3) 国際排出量取引(京都議定書17条)

各国の排出量削減目標を達成するため、附属書 国同士が排出クレジットを取引する制度



(出典:「京都メカニズムの本格活用について」平成18年1月 環境省)

#### 4. 国の排出量削減義務達成の仕組み

京都議定書において定められている国の排出量削減義務を達成するためには、実績排出量に相当する排出クレジットを国が管理する国別登録簿上の償却口座に移転することが必要である。

なお、京都議定書及び京都メカニズムの詳細に関しては、経済産業省のホームページ ([http://www.meti.go.jp/policy/global\\_environment/](http://www.meti.go.jp/policy/global_environment/)) 又は環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/earth/>) を参照のこと。

以上